

業務委託契約書

紙 印

契約番号第 号

令和 年 月 日

委託者 尼崎市東七松町2丁目4番16号

尼 崎 市

代表者 尼崎市公営企業管理者

中 川 照 文 印

受託者 住所_____

氏名 _____ 印

業務名

業務の履行場所

契約金額

円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

四

委託の期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

契約保証金

支払条件

上記業務の委託について、委託者尼崎市と受託者_____との間に次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

尼 崎 市 業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び別添の図面、仕様書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、契約書記載の契約金額の委託料（以下「委託料」という。）を契約書記載の支払条件に従い支払うものとする。
- 3 受託者は、この約款又は仕様書等に特別の定めがある場合及び委託者と受託者との協議により定めたものがある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款又は仕様書等に定める委託者又は受託者による催告、請求、通知、報告、申出、届出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- 13 前項の場合において、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について、共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

(業務主任担当者)

- 第2条 受託者は、委託業務の履行についてその内容の管理をつかさどる業務主任担当者（委託業務に関し、主として指揮及び監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、この契約締結後7日以内に書面により委託者に通知するものとする。当該業務主任担当者を変更したときも、同様とする。

(業務計画表の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 委託者は、この契約の変更により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を受けて委託料に係る債権を譲渡した場合は、その譲渡により得た資金を委託業務の履行に必要な経費以外に使用してはならず、また、当該資金の使途を明らかにする書類を委託者に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の承認があった場合においては、受託者は、委託者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第4条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合においては、その成果物（委託業務の内容にその電磁的記録の作成が含まれているときは、当該電磁的記録及び当該電磁的記録を記録した記録媒体を含む。以下同じ。）に係る知的財産権（著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利、これらの権利を取得し、又は登録等を行う権利その他これらの権利に類する権利をいう。以下同じ。）について、委託者及び受託者が協議して別に定める場合を除き、当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 前項の場合において、受託者は、委託者及び受託者が協議して別に定めるものを除き、成果物について、委託者及び委託者の指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

3 受託者は、第1項の規定により譲渡された著作権について委託者が著作権法第77条の著作権の登録を行うときは、これに協力するものとする。

4 第1項の場合において、受託者は、成果物に係る第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

(調査等)

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の処理状況につき、必要な調査をし、又は受託者に報告を求めることができる。

(一括再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対し、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受託者は、委託者から前項の請求があったときは、遅滞なく、請求のあった事項を委託者に通知しなければならない。

5 第4条第3項の規定は、第2項の承認があった場合について準用する。

(特許権等の使用)

第6条の2 受託者は、委託業務の履行に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、実施方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約保証金)

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約金額(単価契約の場合にあっては、その契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下この条において同じ。)の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。

(1) 尼崎市公営企業局会計規程(平成30年尼崎市水道局管理規程第19号)第61条に規定する有価証券等の提供

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結による保証

3 前項の保証は、その保証金額又は保険金額を契約金額の100分の5以上としなければな

らない。

4 受託者が第2項第2号から第4号までに掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は、第12条第2項各号に規定する法律に基づき同項各号に掲げる者が行うこの契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。

5 受託者は、第2項第4号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を委託者に寄託しなければならない。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、委託者又は受託者は保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議して、委託業務の変更内容を書面に定め、又は契約金額（単価契約の場合にあっては、その契約単価（変更があった場合にあっては、変更後の契約単価）、契約金額に変更があった場合にあっては変更後の契約金額。以下この条及び第14条第1項第2号において同じ。）若しくは履行期限を変更しなければならない。

3 受託者は、次条第2項の規定による履行期限の延長又は前項の規定による委託業務の内容、契約金額若しくは履行期限の変更の協議が整った場合において、この契約を変更する必要があるときは、委託者が指定する日から5日以内に、委託者が指定する変更契約書又は請書を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、第1項の規定による委託業務の履行の一時中止があった場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(事故発生理由書の提出等)

第9条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないおそれがあるときは、直ちに、その理由及び委託業務を完了することができる時期等を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による書面の提出があった場合においては、その事実を調査し、正当な理由があると認めるときは、委託者が必要と認める範囲において、履行期限を延長することができる。

(成果物の引渡し)

第9条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合において、その委託業務を完了したときは、直ちに、その成果物を委託者に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による成果物の引渡しは、第18条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の検査に合格した時に完了するものとする。

3 成果物の所有権は、前項の引渡しの完了をもって委託者に移転するものとする。

(危険負担)

第10条 成果物の引渡しの完了前に生じた一切の損害は、受託者の負担とする。

(委託者の解除権等)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対して相当の期間を定めてその履行その他の是正（以下「履行等」という。）を求める旨の催告をし、その期間内に履行等がなされないときは、この契約を直ちに解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく所定の期日までに委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に、委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第4条第2項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の内容の書類を提出したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反し、第三者に委託料に係る債権を譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) 第4条第2項の規定に違反し、委託料に係る債権の譲渡により得た資金を委託業務の履行に必要な経費以外に使用したとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正があったとき。
- (4) この契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 委託業務の性質又は委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受託者が第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当するとき。

(12) 国税、地方税その他公課の滞納処分又は強制執行を受けたことによりこの契約の目的を達することができないとき。

(13) 受託者が尼崎市公営企業局の契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱（平成30年4月1日施行）第2条において、例によることとした尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱（平成23年8月1日施行）第4条第1項に規定する不当行為者に認定されたとき。

(14) 労働関係法令の重大な違反をしたとき。

(15) 受託者とこの契約に基づき履行すべき業務に係る下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をした場合において、委託者が受託者に対して、当該下請等契約又は労働者派遣契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

3 委託者は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損失があっても、これを一切補償しないものとする。

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

5 委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除する場合において、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その代表者。以下この項において同じ。）の所在を確認できないときは、委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通

知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、その掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(違約金)

第12条 受託者は、次のいずれかに該当する場合においては、委託者が別に定めるときを除き、契約金額（単価契約の場合にあっては契約単価（変更があった場合にあっては、変更後の契約単価）に各予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額、契約金額に変更があった場合にあっては変更後の契約金額。第14条第1項第2号を除き、以下同じ。）の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員。以下この項において同じ。）について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、同項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、適用しない。

4 第1項の場合（前条第2項第8号又は第10号に該当することを理由としてこの契約が解除された場合を除き、第2項の規定により第1項第2号に該当するものとみなされる場合を含む。）において、第7条第1項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、その契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当し、なお不足があるときは、契約代金をもってこれに充当することができる。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、委託料をもって当該違約金に充当することができる。

5 第1項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、その構成員は、同項の違約金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても同様とする。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、業務が完了しない間は、第11条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定により賠償すべき額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の解除権)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除をすることができる。

(1) 委託者の都合によるこの契約の履行の遅延又は一時中止の期間が、3月以上又は履行期間の3分の1以上に達したとき。

(2) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更する場合において、この契約の変更により契約金額が3分の2以上減少することとなるとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

3 第1項各号に掲げる場合が受託者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、受託者は、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第15条 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、貸与品があるときについて準用する。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受託者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（再委託先が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の支給材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、これらの物件を撤去するとともに、委託業務用地等を原状に復して、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、相当の期間内に同項の物件を撤去せず、又は委託業務用地等を原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を原状に復することができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は現状復旧について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は現状復旧に要した費用を負担しなければならない。

5 第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第11条若しくは次条第2項の規定によるとき又は第12条第2項各号に規定する法律の規定により同項各号に掲げる者が行うものであるときは委託者が定め、第13条の規定によるときは委託者と受託者とが協

議して定め、前条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第16条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この契約の履行完了後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定に係る命令

(2) 公正取引委員会が、受託者に対し、**独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による命令**を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受託者が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき。

2 委託者は、受託者が前項各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

3 受託者が共同企業体である場合については、第1項各号及び第2項中「受託者」とあるのは、「受託者たる共同企業体の構成員」として、前2項の規定を適用する。

4 第11条第3項の規定は、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

5 第1項の場合において、委託者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

6 第12条第4項及び第5項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

(労働環境の確保等)

第17条 受託者は、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

2 受託者は、尼崎市公共調達基本条例第3条に規定する基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

3 委託者は、この契約に基づき履行すべき業務（次に掲げる業務を含む。）に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいい、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「対象労働者」という。）から、尼崎市公共調達基本条例第19条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による相談（以下「特定通報等」という。）その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談があったときは、受託者又は下請負者等（第1号の下請等契約により同号の業務を行う者又は第2号の労働者派遣契約により同号の業務に従事させるため労働者を派遣する者をいう。以下同じ。）における労働関係法令の遵守状況につき、受託者に報告を求めることができる。

(1) 下請等契約（下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、この契約に基づき履行すべき業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該第三者が履行すべき業務

(2) 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により自己の雇用する労働者を第三者のためにこの契約に基づき履行すべき業務に従事させることを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該労働者が従事すべき業務

4 委託者は、受託者又は下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

5 委託者は、第3項の規定による要求に対する受託者からの報告があった場合において、前項の規定による通報をするときは、必要に応じ、当該通報に係る都道府県労働局長その他の関係機関に対し、当該報告により得られた情報を提供することができる。

6 受託者は、対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

7 受託者は、下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と次の各号に掲げる事項について合意しなければならない。

(1) 労働関係法令を遵守すること。

(2) 労働関係法令の遵守状況に係る報告を求められたときは、速やかにこれに応ずること。

(3) 前号の要求に応じて報告した事項が委託者に報告されることを承認すること。

- (4) 労働関係法令を遵守していないと委託者が思料する場合には、委託者がその旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報することを承認すること。
- (5) 第2号の求めに応じて報告した事項が委託者から都道府県労働局長その他の関係機関に提供されることを承認すること。
- (6) 対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (7) 当該下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をしたときは、受託者は当該下請等契約又は労働者派遣契約を解除できること。
- (8) 当該下請等契約を締結した者（当該者がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結した場合のその相手を含む。）がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と前各号に掲げる事項について合意すべきこと。

（成果報告等）

第18条 受託者は、委託業務を完了したと思料するときは、直ちに、委託業務の成果を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を15日まで延長することができる。

3 受託者は、前項（この項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を講じて、委託業務を完了させなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 第2項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第19条 受託者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託者に対して委託料の支払を請求するものとする。ただし、支払条件に特別の定めがあるときは、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定による受託者から委託料の適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、当該期間が満了した日の翌日から同項の規定による検査を完了した日までの日数は、前項に規定する期間の日数から差し引くものとする。

（履行遅滞に係る延滞違約金等）

第20条 受託者は、履行期限内に委託業務を完了することができなかったときは、履行期限の翌日から起算して委託業務を完了した日までの日数に応じ、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ

た額)の延滞違約金を委託者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により前条第2項の規定による委託料の支払が遅延したときは、委託者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(業務従事者災害等)

第21条 受託者は、委託業務の履行に関し生じた受託者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、委託者は何ら責任を負わない。

(損害賠償責任等)

第22条 受託者は、受託者が委託業務の実施に際し委託者に損害を与えたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により受託者が支払うべき損害賠償金について準用する。

第23条 受託者は、委託業務の履行に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行に関し第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに、委託者にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。この場合において、委託者が損害を被ったときは、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。

(遅延利息)

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この契約に基づき支払うべき金銭をその指定された支払期限までに支払わないときは、当該金銭について、当該支払期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により計算した利息を委託者に支払わなければならない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(相殺)

第24条の2 受託者が委託者に対して金銭債権を有する場合において、委託者が受託者に対して金銭債権を有するときは、委託者は、これらの金銭債権について相殺することができる。

2 前項の場合において、受託者が委託者に対して有する金銭債権の総額が、委託者が受託者に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、委託者が指定する。

3 前項の場合において、委託者が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、受

託者は、速やかに、その相殺後の残額を委託者に支払わなければならない。

(変更等の届出)

第25条 受託者は、その住所又は氏名（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときその他委託者が別に定める場合は、速やかに、その旨を委託者に届け出なければならない。

(人権尊重努力義務)

第26条 受託者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第27条 この約款又は仕様書等に定めのない事項及び疑義がある事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるほか、委託者と受託者とが協議して定める。

以 上